ブロック塀などを撤去する費用の一部を補助

補助金申請の受け付けを開始

■所有するブロック塀は安全ですか？

正しく施工されていないブロック塀や老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊して通行人に危害を及ぼす恐れがあるだけでなく、避難や救助活動の妨げになる可能性があります。

市では、ブロック塀などの倒壊による人命への危険を防ぎ、避難路を確保するため、道路などに面したブロック塀などを撤去する費用の一部を補助します。

□受付開始日　10月10日㈬
□申し込み先　危機管理課
□申し込み方法　事前相談の上、申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて窓口に持参する。申請書は危機管理課や各振興事務所、市ウェブサイト（http://www.city.enaig.jp）で入手できます。
申・問　危機管理課（本庁舎3階、内線353）

市ブロック塀等撤去補助金の内容

Q 1．どんなブロック塀が補助金の対象になるの？

コンクリートブロック塀や石塀、コンクリート塀またはレンガ塀で高さ0.6㍍以上かつ長さ2㍍以上で道路及び公共施設の敷地に面するものが対象です。

Q 2．補助金を申請できるのはどんな人？

市内にあるブロック塀などを所有する個人または法人です。

Q 3．補助金の金額はいくら？

ブロック塀などの撤去に要した経費と、撤去したブロック塀などの面積に1平方㍍当り1万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の2分の1（上限30万円）を補助します。

ただし、通学路または避難路については、2020年3月31日までの緊急措置で、3分の2（上限30万円）を補助します。

高齢者などの閉じこもり防止や介護予防につなげるため

温泉施設の利用料助成を活用ください

■市内の温泉施設4カ所で利用できます

市では、温泉施設を利用することで、高齢者などの閉じこもり防止や介護予防につなげるため、温泉施設の利用料の一部を助成しています。温泉に入って健康づくりをしませんか。

□対象　次のいずれかに該当する市内在住の方。❶65歳以上の方❷介護保険法に基づく要介護度3以上の方と介助者1人❸身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A・B1）を持つ方と介助者1人❹助成の対象となる方のみで構成する3人以上の団体
□利用日　月～金曜日（祝日、年末年始は除く）
□利用施設　恵那峡グランドホテル、かんぽの宿恵那、花白温泉花白の湯、くしはら温泉ささゆりの湯
□助成　1回の利用料から1人300円を助成する助成券を発行。
□利用回数　個人は年4回まで、団体は何回でも利用できます。
□申し込み方法　高齢福祉課や各振興事務所の窓口で申し込む。
※個人の申し込みは即日助成券を交付します。団体の申し込みは、利用日の1週間前までに申し込んでください
申・問　高齢福祉課（西庁舎1階、内線165）

▲利用施設の一つ「くしはら温泉ささゆりの湯」

陶土の産出地「山岡町」で年に一度の窯たきイベント

登り窯フェアにお越しください

■貴重な窯たき見学や体験ができます

山岡町の陶業文化センターには「倒炎式三連房（とうえんしきさんれんぼう）登り窯」があり、年に一度、陶芸教室などの作品を焼き上げます。窯たきは、炙りたき（空たき）に始まり、窯詰め、窯たき、窯出しを行います。窯たきは3日半かけて昼夜休まずまきをくべ、窯の中の温度は1230度にもなります。この貴重な機会に合わせ、さまざまな体験や飲食を楽しむ登り窯フェアを開催します。窯たき見学や体験、窯出し見学もできます。

▲3日半窯にまきをくべ続ける

窯たき見学・体験（要予約）
□とき　10月12日㈮午前10時～10月14日㈰午後5時
□対象　小学3年生以上（小学生の場合は保護者同伴）
□料金　無料
□服装　綿の長袖シャツ、長ズボン、動きやすい靴
□申し込み方法　電話で申し込む。

登り窯フェア
□とき　10月14日㈰午前11時～午後3時
□内容　ろくろの無料体験、とんぼ玉体験、粘土で遊ぼう、松茸ご飯や豚汁、窯焼きピザの販売など

窯出し見学
□とき　10月21日㈰午前10時～正午

共通
□ところ　山岡陶業文化センター
申・問　山岡陶業文化センター☎56―4567（木曜日休館）

『忘れてない？サイフにスマホに　火の確認』

火災が発生しやすい季節を迎えます

■「秋の全国火災予防運動」が実施されます

11月9日㈮から15日㈭まで「秋の全国火災予防運動」が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防思想の普及と、火災の発生を防止することを目的に実施されます。今年度の防火標語は『忘れてない？　サイフにスマホに　火の確認』です。

冬が近づくにつれて、空気が非常に乾燥し、風も強くなります。一度火災が発生すると、大火災になる恐れがあります。特に市内では、家の周囲や田畑の刈り草や枝葉の焼却から、火災に至る事例が多く発生しています。これらを焼却する場合は、消火の準備を行い、風がないことを確認してから実施しましょう。

問　恵那消防署☎26―0119、岩村消防署☎43―0119、明智消防署☎55―0119、上矢作分署☎47―0119

住宅火災から命を守る七つのポイント

■三つの習慣
① 寝たばこは、絶対やめる。
② ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■四つの対策
① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
④ お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。